

アスファルト混合物事前審査 における土木工事仕様書

建関技調第23号の2
平成6年4月1日

建関技調第57号
平成6年6月29日一部改正

建関技調第98号
平成7年10月23日一部改正

建関技調第70号
平成8年7月15日一部改正

国の改訂はないが「舗装試験法便覧」が「舗装調査・試験法便覧」に統合され、それに
伴い章編等の変更があったことから整合を図った。

アスファルト混合物事前審査 における土木工事仕様書

適用

本仕様書は、加熱アスファルト混合物の事前審査で認定された混合物を使用する場合に適用する。なお、本仕様書の条項は土木工事共通仕様書の各条項と対応しており、本仕様書に記載なき事項は、土木工事共通仕様書によるものとする。

第1編 共通編

第3章 一般施工

第6節 一般舗装工

3-6-2 アスファルト舗装の材料

2. 請負者は、以下の材料の事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(2) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材

(3) 基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

4. 請負者は、以下の材料の事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト

(2) 再生用添加剤

3-6-5 アスファルト舗装工

4. 請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。

(2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

5. 請負者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

(1) 請負者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

(3) 請負者は、事前審査で認定された混合物を使用する場合は、混合所での試験練りを省略することができる。

(6) 請負者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあつ

- ては、(7)号に示す方法による。
- (7) 表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度について事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

第10編 道 路 編

第2章 舗 装

第3節 舗装工

2-3-2 材 料

3. 請負者は、排水性舗装用混合物の配合設計について、事前審査における**認定書**の写しを、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。
4. 請負者は、事前審査で認定された混合物を使用する場合は、混合所での試験練りを省略することができる。

アスファルト混合物事前審査における品質管理基準

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試 験 方 法	試 験 基 準	備 考
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必 須	骨 材 の ふ る い 分 け 試 験 骨 材 の 比 重 、 吸 水 率 試 験 骨 材 の 単 位 容 積 重 量 試 験 骨材中に含まれる粘土の塊質量の試験 粗 骨 材 の 形 状 試 験	JIS A 1102 JIS A 1109 1110 JIS A 1104 JIS A 1137 舗装調査・試験法便覧 [2]-45	事前審査	認定書の 提出
			フ ィ ラ ー の 粒 度 試 験 フ ィ ラ ー の 水 分 試 験 フ ィ ラ ー の 比 重 試 験 フ ィ ラ ー の 塑 性 指 数 試 験 フ ィ ラ ー の フ ロ ー 試 験	JIS A 5008 JIS A 5008 JIS A 5008 JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [2]-65		
			フ ィ ラ ー の 水 浸 膨 張 試 験 フ ィ ラ ー の 剥 離 抵 抗 性 試 験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59 舗装調査・試験法便覧 [2]-61		
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77		
			骨 材 の す り へ り 試 験 骨 材 の 安 定 性 試 験 骨 材 の 軟 石 量 試 験	JIS A 1121 JIS A 1122 JIS A 1126		
		そ の 他	粗 骨 材 の 剥 離 抵 抗 性 試 験	舗装調査・試験法便覧 [2]-71	事前審査	認定書の 提出
			針 入 度 試 験 軟 化 点 試 験 伸 度 試 験	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207		
			三 塩 化 エ タ ン 可 溶 分 試 験 引 火 点 試 験 薄 膜 加 熱 試 験	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207		
			蒸 発 質 量 変 化 率 試 験 蒸 発 後 の 針 入 度 比 試 験 密 度 試 験	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207		
			高 温 動 粘 度 試 験 6 0 ℃ 粘 度 試 験 セイボルトフロール秒試験 タフネス・ティナシティ試験 石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2207		
			配 合 試 験	舗装調査・試験法便覧		
		プ ラ ン ト 必 須	混合物のアスファルト量抽出、粒度分析試験(①又は②)	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	①抽出試験を1日1回行う。 ②計量自記印字記録データ及び管理表	プラントの自主管理 注1) プラントの自主管理 注2)
			アスファルト 骨 材 混 合 物 温 度 測 定		1時間ごと1回行う。	プラントの自主管理
			基 準 密 度 の 決 定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	事前審査	認定書の 提出

	その他	ホットビンの骨材の合成粒度試験	JIS A 1102	事前審査	認定書の 提出
--	-----	-----------------	------------	------	----------------

※ 表中に規定していないものについては、「土木工事施工管理基準」による。

注１）試行期間中は、監督職員の**指示**があった場合は抽出試験結果一覧表を**提出**するものとする。

注２）試行期間中は、監督職員の**指示**があった場合は計量自記印字記録データ及び管理表を**提出**するものとする。